

○吹田市一般職の職員の給与に関する条例

昭和26年12月18日条例第165号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項及び第2項の規定に基づく一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の定義)

第2条 この条例において給与とは、給料、教職調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

第2章 給料及び教職調整額

(給料の基準)

第3条 給料は、吹田市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年吹田市条例第169号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、その職務の内容、責任の軽重、勤務の強度、勤務時間、労働環境その他勤務に関する条件に応じたものでなければならない。

2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合において、市長が必要とみとめる場合は、その相当額をその職員の給料から控除することができる。

(給料)

第4条 職員の給料は、給料表に基づき支給する。

2 吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和3年吹田市条例第27号）第2条第1項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）以外の職員に適用する給料表は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表（別表第1）
- (2) 削除
- (3) 医療職給料表(1)（別表第3）
- (4) 医療職給料表(2)（別表第4）
- (5) 医療職給料表(3)（別表第5）

(6) 消防職給料表(別表第6)

3 職員(特定任期付職員を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表(別表第7)のとおりとする。

(初任給の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員(法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)となつた者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合、又は一の職務から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職務に移つた場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇給の基準等)

第6条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前2年の期間内において規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員(55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達する日の属する年度の末日を経過した職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員にあつては、1号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達する日の属する年度の末日を経過した職員に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規則で定める勤務時間で除

して得た数を乗じて得た額とする。

(特定任期付職員の給料等)

第6条の3 特定任期付職員に適用する給料表は、次のとおりとする。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円

2 特定任期付職員の号給は、当該特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

(給料の支給方法)

第7条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、毎月別に定める期日及び方法により、これを支給する。ただし、次の各号の一に該当する場合には、期日前にこれを支給することができる。

(1) 職員が退職又は死亡したとき

(2) 職員が疾病、災害、出産、婚礼、葬儀の費用又はやむを得ないものと認められる事由によつて給料の支給期日前に支給の請求をしたとき

2 前項ただし書第2号の場合においては、請求があつた日までの給料を日割で支給する。

(給料支給の始期及び終期)

第8条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した者が退職した日に再び職員となつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、職員が死亡したときは、その日の属する月の給料の全額を支給する。

3 前条第2項並びに第1項及び前項本文の規定による日割計算は、その月の現日数から勤務時間条例第2条第4項、第6項及び第7項の規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。

(事務引継等の場合)

第9条 休職を命ぜられた職員又は退職したもので、事務引継又は残務整理のため、特に命を受け、事務に従事する者には、その休職を命ぜられ又は退職した際、現に受けていた給料を支給する。

(教職調整額)

第9条の2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条第1項に規定する教育職員には、給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

- 2 教職調整額を支給される職員には、管理職手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。
- 3 教職調整額を支給される職員に対する給与に関し、休職の期間中に支給する給与、地域手当、期末手当、勤勉手当、吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例(平成14年吹田市条例第6号)第4条若しくは吹田市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例(平成19年吹田市条例第9号)第5条第1項の規定により支給する給与又は退職手当の額を算定するときは、給料月額に教職調整額を加算した額を給料の額として算定する。
- 4 次条又は吹田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年吹田市条例第168号)第3条の規定により、教職調整額を支給される職員の給料を減額するときは、これに対する教職調整額も減額する。

(病気休暇の場合)

第10条 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。))による負傷を除く。)又は疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料及び地域手当のそれぞれ2分の1を減額した給与を支給する。

(休職者の給与)

第11条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に該当して休職になったときは、休職の期間中給与の全額を支給する。教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条第1項(他の法律において準用する場合を含む。)に規定する職員が結核性疾患により同号に該当して休職になったときも、同様とする。

- 2 職員(前項後段に規定する職員を除く。)が結核性疾患により法第28条第2項第1号に該当して休職になったときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項に規定する心身の故障以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に該当して休職になったときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に該当して休職になったときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が吹田市職員の分限に関する条例（昭和26年吹田市条例第167号）第2条に該当して休職になったときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 6 第2項、第3項又は前項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する市長が定める日に、これらの規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条の2及び第28条の3の規定を準用する。この場合において、第28条の2中「前条第1項」とあるのは、「第11条第6項」と読み替えるものとする。

第2章の2 管理職手当及び初任給調整手当

（管理職手当）

第11条の2 管理又は監督の地位にある職員については、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 前項の管理職手当を支給する職員の範囲については、規則で定める。
- 3 管理職手当の月額、第1項に規定する職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において規則で定める。
- 4 第1項に規定する職員については、規則で定める場合を除き、第22条、第24条及び第25条の規定は、適用しない。

（初任給調整手当）

第11条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額252,400円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日以後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

第3章 扶養手当

（扶養手当を支給される職員の範囲）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次条第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の職務の等級が1等級である職員に対しては、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、休職中の職員（第9条の規定に該当する職員を除く。）には、扶養手当を支給しない。

（扶養親族の範囲）

第13条 扶養手当の支給の対象となる扶養親族は、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- （1） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （2） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （3） 60歳以上の父母及び祖父母
- （4） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （5） 身体又は精神に著しい障害のある者

（扶養手当の月額）

第14条 扶養手当の月額は、前条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（給料表の職務の等級が2等級である職員にあつては、3,500円）とする。

2 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、1人につき5,000円を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の支給額の改定等）

第15条 前3条に規定するもののほか、扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第16条及び第17条 削除

第3章の2 地域手当

（地域手当）

第17条の2 地域手当は、職員に対して給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。

- （1） 次号に掲げる職員以外の職員 100分の16

(2) 東京都の特別区に在勤する職員 100分の20

第3章の3 住居手当

(住居手当)

第17条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含み、市から有料で貸与される宿舍その他市長が定める住宅を除く。以下この条において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はそのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 市内の住宅について住居手当の支給を受けている職員のうち、39歳に達する日の属する年度の末日までの間にある職員の住居手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額、当該住宅の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 第1項第1号に規定する住宅5,000円

(2) 第1項第2号に規定する住宅2,500円

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 通勤手当

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又

は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の市長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市長が定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 市長の定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度とする。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長の定める区分に応じ、前2号に定める額（支給対象期間内にその月に係る前2号に定める額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る前2号に定める額を55,000円として算出した額を限度とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第19条 削除

第5章 その他の給与

(単身赴任手当)

第20条 東京都の特別区の区域内に所在する勤務場所への異動に伴い住居を移転し、父母の疾病その他の市長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居して単身での生活を常況とすることとなつた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、54,000円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、職員の配偶者が単身赴任手当又は国若しくは他の地方公共団体のこれに相当する手当の支給を受けるときは、その間、当該職員には、単身赴任手当を支給しない。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

(特殊勤務手当)

第21条 職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について、特別の考慮を必要とする場合において、これを給料に組入れることが困難又は不適當な事情があるときは、勤務の特殊性に応じ特殊勤務手当を支給することができる。

2 前項の手当の額は、特別の事情がある場合を除き、25,000円以内とし、種類及び支給される職員の範囲並びにその額は、規則で定める。

(時間外勤務手当)

第22条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第24条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が常勤の職員の1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間条例第2条第5項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて同条第4項及び第6項の規定による週休日に同条第7項の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間(市長が定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 定年前再任用短時間勤務職員が勤務時間条例第2条第4項及び第6項の規定による週休日にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が常勤の職員の1週間の勤務時間に達するまでの間の勤務に対しては、前項の規定は、適用しない。

(時間外勤務手当の支給手続)

第23条 時間外勤務に関しては、時間外勤務命令書及び各人別の時間外勤務手当計算書を作成して整理しなければならない。

(休日勤務手当)

第24条 勤務時間条例第5条第1項に規定する休日(同項ただし書の規定により、任命権者が別に

定めた日を含む。以下「休日」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員(同条第3項の規定により、休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務を免除される者を除く。)には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして市長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第25条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第26条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,100円を超えない範囲内において、市長の定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額13,000円を超えない範囲内において市長が定める額とする。

2 前項の勤務は、第22条、第24条及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 管理職手当を支給される職員及び特定任期付職員が規則で定める業務に従事するため次に掲げる勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当を支給する場合は、この限りでない。

(1) 勤務時間条例第2条第4項、第6項及び第7項の規定による週休日又は休日(その休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務が免除されることとなる休日を除く。)(次号において「週休日等」という。)における勤務

(2) 午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間における勤務

2 管理職員特別勤務手当の額は、次に定める額を超えない範囲内において規則で定める。

(1) 前項第1号に掲げる勤務1回につき18,000円

(2) 前項第2号に掲げる勤務1回につき6,000円

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が

定める日（次条及び第28条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。
これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第11条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の95」とする。

5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

6 給料表の職務の等級が1等級から6等級までである職員（定年前再任用短時間職員を除く。）及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の等級等に応じて市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が定める。

第28条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職し

た職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第28条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を吹田市公告式条例（昭和25年吹田市条例第114号）第2条第2項ただし書の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されている

ときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。

9 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び第7項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、市長が定める。

第29条 削除

(勤勉手当)

第29条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前2年の期間内において規則で定める期間における当該職員の勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは、「100分の50」とする。

4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは、

「100分の87.5」とする。

5 第28条第5項及び第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第29条の2第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 第28条の2及び第28条の3の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条の2中「前条第1項」とあるのは「第29条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

第29条の3 第28条第2項に規定する在職期間及び前条第1項に規定する勤務期間には、この条例の適用を受ける職員以外の常勤の職員等としての在職期間及び勤務期間を通算することができる。

（管理職手当等の支給方法）

第30条 第11条の2、第21条、第22条及び第24条から第27条までに規定する給与の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 雑則

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第31条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

（端数計算）

第32条 第21条、第22条、第24条及び第25条の規定により、それぞれの手当の額を計算する場合において、計算の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（それぞれの手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によつて計算する。この場合において、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（出張中の職員に対する取扱）

第33条 公務により出張中の職員に対しては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給しない。ただし、第22条、第24条および第25条の勤務に服すべき指示を受けて出張した場合は、この限りでない。

（給与の減額）

第34条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合、勤務時間条例第6条に規定する休暇（市長が別に定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないこと及び給与を支給することにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が登録された職員団体の運営上やむを得ない最少限度の範囲内でその業務を行い、又は活動することについて任命権者の承認を受け正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

3 前2項の規定により減額すべき給与額の計算については、第32条の規定を準用する。

（給与からの控除）

第35条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、次に掲げるものについて行うものとする。

- （1） 社団法人大阪府市町村職員互助会から貸付けを受けた職員の償還金に相当する金額
- （2） 団体扱契約による生命保険、損害保険等の加入職員の保険料に相当する金額
- （3） 法第52条の規定による職員団体がその構成員たる職員から徴収する団体本来の運営に要する経常的な職員団体費、近畿労働金庫の積立貯金及び諸貸付金の返済金に相当する金額
- （4） 生活協同組合全国都市職員災害共済会加入職員の出資金及び共済掛金に相当する金額
- （5） 全国市長会任意共済保険等加入職員の掛金に相当する金額
- （6） 市立保育所等に勤務する職員の給食費に相当する金額
- （7） 吹田市職員厚生会の会員の会費その他会員が吹田市職員厚生会に対して支払うべき会費以外の金額に相当する金額

（給与の口座振替）

第36条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

（定年前再任用短時間勤務職員の手当の特例）

第37条 定年前再任用短時間勤務職員に対しては、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当は、支給しない。

（特定任期付職員の手当の特例）

第38条 特定任期付職員に対しては、管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、支給しない。

（臨時的に任用される職員の在職期間の取扱い）

第39条 臨時的に任用される職員は、退職の日又はその翌日に再び臨時的に任用される職員となつ

たときは、引き続いて在職したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第4条、第26条及び第27条の規定は、昭和26年10月1日から適用する。

(60歳を超える職員の給料月額の特例)

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 公衆衛生業務に従事する医師

(3) 吹田市職員の定年等に関する条例(昭和59年吹田市条例第29号)第5条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(4) 吹田市職員の定年等に関する条例第10条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長することとされている職員(同条例第8条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこ

れを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料を支給される職員であつて、当該支給される額と附則第2項の規定により受ける給料月額との合計額がその属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。

6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第2項の規定の適用を受ける職員(附則第4項の規定による給料を支給される職員を除く。))に限る。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、附則第2項の規定により受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して、附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、附則第2項の規定により受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第9条の2第1項及び第3項並びに第28条第5項及び第6項(第29条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、60歳を超える職員の給料月額の特例及び管理監督職務上限年齢調整額に関し必要な事項その他これらの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (省略)

附 則 (令和7年3月31日条例第19号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定並びに附則第4項から第6項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の吹田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後一般職給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の吹田市特別職の職員の給与に関する条例（以下「第3条改正後特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後一般職給与条例及び第3条改正後特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後一般職給与条例の規定による給与又は第3条改正後特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第2条の規定による改正前の吹田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第3から別表第6までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の等級が附則別表に掲げられている職務の等級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にする異動をした職員及び市長が定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の吹田市一般職の職員の給与に関する条例第12条から第14条までの規定の適用については、同条例第12条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次条第6号に該当する扶養親族に係る扶

養手当は、給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員に対しては」と、同条例第13条中

「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは 「(5) 身体又は精神に著しい障害のある
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚

者
と、同条例第14条第1項中「13,000円」とあるのは
姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

「11,500円」と、「とする」とあるのは「と、前条第6号に該当する扶養親族については3,000円
とする」とする。

(委任)

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定
める。

附則別表

号給の切替表

1 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	2	6
11	1	1	1	1	3	7
12	1	1	1	1	4	8
13	1	1	1	1	5	9
14	1	1	1	2	6	10

15	1	1	1	3	7	11
16	1	1	1	4	8	12
17	1	1	1	5	9	13
18	2	1	2	6	10	14
19	2	1	3	7	11	15
20	2	1	4	8	12	16
21	2	1	5	9	13	17
22	2	1	6	10	14	18
23	3	1	7	11	15	19
24	3	2	8	12	16	20
25	3	2	9	13	17	21
26	3	2	10	14	18	22
27	4	2	11	15	19	23
28	4	3	12	16	20	24
29	4	3	13	17	21	25
30	4	3	14	18	22	26
31	5	3	15	19	23	27
32	5	3	16	20	24	28
33	5	3	17	21	25	29
34	5	4	18	22	26	30
35	6	4	19	23	27	31
36	6	4	20	24	28	32
37	6	4	21	25	29	33
38	6	4	22	26	30	34
39	6	4	23	27	31	35
40	7	4	24	28	32	36
41	7	4	25	29	33	37
42		5	26	30	34	38
43		5	27	31	35	39

44		5	28	32	36	40
45		5	29	33	37	41
46			30	34	38	42
47			31	35	39	43
48			32	36	40	44
49			33	37	41	45
50			34	38	42	46
51			35	39	43	47
52			36	40	44	48
53			37	41	45	49
54			38	42	46	50
55			39	43	47	51
56			40	44	48	52
57			41	45	49	53
58			42	46	50	54
59			43	47	51	55
60			44	48	52	56
61			45	49	53	57
62				50	54	58
63				51	55	59
64				52	56	60
65				53	57	61
66				54	58	62
67				55	59	63
68				56	60	64
69				57	61	65
70				58	62	66
71				59	63	67
72				60	64	68

73				61	65	69
74				62	66	70
75				63	67	71
76				64	68	72
77				65	69	73
78				66	70	74
79				67	71	75
80				68	72	76
81				69	73	77
82				70	74	78
83				71	75	79
84				72	76	80
85				73	77	81
86					78	82
87					79	83
88					80	84
89					81	85
90					82	86
91					83	87
92					84	88
93					85	89
94						90
95						91
96						92
97						93
98						94
99						95
100						96
101						97

102						98
103						99
104						100
105						101
106						102
107						103
108						104
109						105
110						106
111						107
112						108
113						109

2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級			
	1等級	2等級	3等級	4等級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	2	1	1	1
12	2	1	1	1
13	2	1	1	1
14	3	1	1	2

15	3	1	1	3
16	3	1	1	4
17	3	1	1	5
18	3	1	2	6
19	4	1	3	7
20	4	1	4	8
21	4	1	5	9
22		1	6	10
23		1	7	11
24		1	8	12
25		1	9	13
26		1	10	14
27		1	11	15
28		1	12	16
29		1	13	17
30		1	14	18
31		1	15	19
32		1	16	20
33		1	17	21
34		1	18	22
35		1	19	23
36		1	20	24
37		1	21	25
38		2	22	26
39		2	23	27
40		2	24	28
41		2	25	29
42		3	26	30
43		3	27	31

44		3	28	32
45		3	29	33
46		4	30	34
47		4	31	35
48		4	32	36
49		4	33	37
50		4	34	38
51		5	35	39
52		5	36	40
53		5	37	41
54		5	38	42
55		5	39	43
56		6	40	44
57		6	41	45
58		6	42	46
59		6	43	47
60		6	44	48
61		7	45	49
62		7	46	50
63		7	47	51
64		7	48	52
65		8	49	53
66			50	54
67			51	55
68			52	56
69			53	57
70			54	58
71			55	59
72			56	60

73			57	61
74			58	62
75			59	63
76			60	64
77			61	65
78			62	66
79			63	67
80			64	68
81			65	69
82			66	70
83			67	71
84			68	72
85			69	73
86			70	74
87			71	75
88			72	76
89			73	77
90				78
91				79
92				80
93				81
94				82
95				83
96				84
97				85

3 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	2	6
11	1	1	1	1	3	7
12	1	1	1	1	4	8
13	1	1	1	1	5	9
14	1	1	1	1	6	10
15	1	1	1	1	7	11
16	1	1	1	1	8	12
17	1	1	1	1	9	13
18	1	1	1	1	10	14
19	1	1	1	1	11	15
20	1	1	1	1	12	16
21	1	1	1	1	13	17
22	1	1	1	2	14	18
23	1	1	1	3	15	19
24	1	1	1	4	16	20
25	1	1	1	5	17	21
26	1	1	1	6	18	22
27	1	1	1	7	19	23
28	1	1	1	8	20	24
29	1	1	1	9	21	25
30	2	1	2	10	22	26

31	2	1	3	11	23	27
32	2	1	4	12	24	28
33	2	1	5	13	25	29
34	2	1	6	14	26	30
35	3	1	7	15	27	31
36	3	2	8	16	28	32
37	3	2	9	17	29	33
38	3	2	10	18	30	34
39	4	2	11	19	31	35
40	4	3	12	20	32	36
41	4	3	13	21	33	37
42		3	14	22	34	38
43		3	15	23	35	39
44		3	16	24	36	40
45		3	17	25	37	41
46			18	26	38	42
47			19	27	39	43
48			20	28	40	44
49			21	29	41	45
50			22	30	42	46
51			23	31	43	47
52			24	32	44	48
53			25	33	45	49
54			26	34	46	50
55			27	35	47	51
56			28	36	48	52
57			29	37	49	53
58			30	38	50	54
59			31	39	51	55

60			32	40	52	56
61			33	41	53	57
62			34	42	54	58
63			35	43	55	59
64			36	44	56	60
65			37	45	57	61
66				46	58	62
67				47	59	63
68				48	60	64
69				49	61	65
70				50	62	66
71				51	63	67
72				52	64	68
73				53	65	69
74				54	66	70
75				55	67	71
76				56	68	72
77				57	69	73
78				58	70	74
79				59	71	75
80				60	72	76
81				61	73	77
82				62	74	78
83				63	75	79
84				64	76	80
85				65	77	81
86				66	78	82
87				67	79	83
88				68	80	84

89				69	81	85
90				70	82	86
91				71	83	87
92				72	84	88
93				73	85	89
94						90
95						91
96						92
97						93
98						94
99						95
100						96
101						97
102						98
103						99
104						100
105						101
106						102
107						103
108						104
109						105
110						106
111						107
112						108
113						109

4 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	2	6
11	1	1	1	1	3	7
12	1	1	1	1	4	8
13	1	1	1	1	5	9
14	1	1	1	1	6	10
15	1	1	1	1	7	11
16	1	1	1	1	8	12
17	1	1	1	1	9	13
18	1	1	1	1	10	14
19	1	1	1	1	11	15
20	1	1	1	1	12	16
21	1	1	1	1	13	17
22	1	1	1	1	14	18
23	1	1	1	1	15	19
24	1	1	1	1	16	20
25	1	1	1	1	17	21
26	1	1	1	2	18	22
27	1	1	1	3	19	23
28	1	1	1	4	20	24
29	1	1	1	5	21	25
30	1	1	1	6	22	26

31	1	1	1	7	23	27
32	1	1	1	8	24	28
33	1	1	1	9	25	29
34	1	1	1	10	26	30
35	1	1	1	11	27	31
36	1	1	1	12	28	32
37	1	1	1	13	29	33
38	2	1	2	14	30	34
39	2	1	3	15	31	35
40	2	1	4	16	32	36
41	2	1	5	17	33	37
42		1	6	18	34	38
43		1	7	19	35	39
44		2	8	20	36	40
45		2	9	21	37	41
46			10	22	38	42
47			11	23	39	43
48			12	24	40	44
49			13	25	41	45
50			14	26	42	46
51			15	27	43	47
52			16	28	44	48
53			17	29	45	49
54			18	30	46	50
55			19	31	47	51
56			20	32	48	52
57			21	33	49	53
58			22	34	50	54
59			23	35	51	55

60			24	36	52	56
61			25	37	53	57
62			26	38	54	58
63			27	39	55	59
64			28	40	56	60
65			29	41	57	61
66				42	58	62
67				43	59	63
68				44	60	64
69				45	61	65
70				46	62	66
71				47	63	67
72				48	64	68
73				49	65	69
74				50	66	70
75				51	67	71
76				52	68	72
77				53	69	73
78				54	70	74
79				55	71	75
80				56	72	76
81				57	73	77
82				58	74	78
83				59	75	79
84				60	76	80
85				61	77	81
86				62	78	82
87				63	79	83
88				64	80	84

89				65	81	85
90				66	82	86
91				67	83	87
92				68	84	88
93				69	85	89
94				70		90
95				71		91
96				72		92
97				73		93
98						94
99						95
100						96
101						97
102						98
103						99
104						100
105						101
106						102
107						103
108						104
109						105
110						106
111						107
112						108
113						109

附 則（令和7年6月10日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（以下省略）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の等 級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	510,200	458,300	408,300	355,200	298,800	265,300	183,500
再任用	2	517,100	463,800	410,200	356,900	300,300	266,300	184,600
短時間	3	522,300	468,800	412,100	358,500	301,800	267,300	185,800
勤務職 員以外 の職員	4	526,600	473,500	413,900	360,100	303,200	268,300	186,900
	5	530,100	477,500	415,700	361,700	304,600	269,300	188,000
	6	533,400	481,000	417,500	363,500	305,700	270,300	189,700
	7	536,400	484,000	419,300	365,000	306,700	271,300	191,300
	8	538,900	486,500	421,100	366,600	307,900	272,300	192,900
	9	540,900	488,500	422,700	368,000	309,100	273,300	194,500
	10			424,200	369,600	310,700	274,300	196,200
	11			425,700	371,200	312,300	275,300	197,800
	12			427,200	372,700	313,900	276,400	199,400
	13			428,700	374,600	315,400	277,400	201,000
	14			430,000	376,500	317,000	278,700	202,700
	15			431,300	378,400	318,600	280,000	204,400
	16			432,500	380,200	320,200	281,200	206,100
	17			433,700	381,700	321,700	282,500	207,400
	18			435,000	383,500	323,400	283,800	209,000
	19			436,300	385,200	325,000	285,000	210,600
	20			437,500	386,800	326,600	286,200	212,100
	21			438,700	388,500	328,000	287,300	213,600
	22			439,500	389,900	329,700	288,500	215,200

23	440,300	391,300	331,400	289,800	216,800
24	441,100	392,700	333,000	291,100	218,400
25	441,700	394,100	334,200	292,400	220,000
26	442,300	395,300	336,100	293,400	221,700
27	442,900	396,500	337,800	294,400	223,000
28	443,500	397,500	339,400	295,500	224,300
29	444,200	398,600	340,900	296,600	225,600
30	445,000	399,800	342,500	297,800	226,700
31	445,400	400,900	344,100	298,900	227,800
32	446,100	402,000	345,700	300,100	228,900
33	446,600	402,700	347,400	301,300	230,000
34	447,000	403,400	349,200	302,600	231,500
35	447,400	404,100	351,000	303,900	233,000
36	447,800	404,800	352,800	305,200	234,500
37	448,200	405,400	354,300	306,500	236,000
38	448,600	406,000	355,700	307,800	237,500
39	449,000	406,500	357,100	309,100	239,000
40	449,300	406,900	358,500	310,400	240,500
41	449,600	407,300	360,000	311,700	242,000
42	450,000	407,500	360,800	313,000	243,400
43	450,300	407,800	361,800	314,300	244,800
44	450,600	408,100	362,800	315,400	246,200
45	450,900	408,400	363,700	316,300	247,400
46		408,700	364,800	317,600	248,600
47		409,000	365,700	318,900	249,800
48		409,300	366,700	320,200	251,000
49		409,500	367,600	321,400	252,100
50		409,800	368,300	322,700	253,200
51		410,100	369,000	323,900	254,300

52	410,400	369,600	325,100	255,400
53	410,600	370,000	326,400	256,400
54	410,900	370,600	327,500	257,400
55	411,200	371,300	328,600	258,400
56	411,500	372,000	329,700	259,400
57	411,700	372,300	330,400	260,400
58	412,000	373,000	331,300	261,300
59	412,300	373,700	332,000	262,200
60	412,500	374,300	332,800	263,100
61	412,700	374,600	333,600	263,900
62	413,000	375,100	334,000	264,700
63	413,300	375,700	334,600	265,500
64	413,500	376,300	335,300	266,300
65	413,700	376,600	336,100	267,000
66	414,000	377,200	336,800	267,800
67	414,300	377,900	337,500	268,600
68	414,500	378,500	338,100	269,300
69	414,700	378,900	338,600	270,000
70	415,000	379,400	339,200	270,800
71	415,300	380,000	339,700	271,600
72	415,500	380,500	340,300	272,300
73	415,700	381,000	340,600	273,000
74		381,600	341,100	273,800
75		382,100	341,500	274,600
76		382,400	341,900	275,300
77		382,800	342,300	276,000
78		383,300	342,800	276,700
79		383,700	343,300	277,400
80		384,100	343,800	278,100

81				384,500	344,100	278,800
82				385,000	344,500	279,500
83				385,400	344,900	280,200
84				385,800	345,300	280,900
85				386,100	345,600	281,500
86					346,000	282,200
87					346,400	282,800
88					346,800	283,500
89					347,000	284,100
90					347,400	284,800
91					347,800	285,400
92					348,200	286,100
93					348,400	286,700
94					348,800	287,400
95					349,200	288,000
96					349,500	288,500
97					349,800	289,000
98					350,200	289,600
99					350,600	290,100
100					351,000	290,700
101					351,500	291,200
102					351,900	291,700
103					352,300	292,300
104					352,700	292,900
105					353,200	293,400
106					353,600	293,900
107					353,900	294,300
108					354,200	294,600
109					354,700	294,800

110	295,100
111	295,300
112	295,600
113	295,800
114	296,000
115	296,300
116	296,500
117	296,800
118	297,100
119	297,400
120	297,700
121	298,000
122	298,300
123	298,600
124	299,000
125	299,200
126	299,400
127	299,700
128	300,100
129	300,300
130	300,600
131	301,000
132	301,400
133	301,600
134	301,900
135	302,200
136	302,500
137	302,700
138	303,000

	139							303,300
	140							303,600
	141							303,800
	142							304,200
	143							304,600
	144							304,900
	145							305,100
	146							305,300
	147							305,600
	148							306,000
	149							306,200
	150							306,400
	151							306,700
	152							307,000
	153							307,400
	154							307,600
	155							307,900
	156							308,200
	157							308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		448,000	396,200	362,700	320,600	279,700	260,000	219,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 削除

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表(1)

職員の	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----

区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前	1	596,100	549,800	455,100	400,300	291,400
再任用	2	602,100	555,900	457,100	403,000	293,700
短時間	3	607,400	561,200	459,000	405,600	296,000
勤務職	4	611,900	566,100	460,900	408,100	298,200
員以外	5	615,900	570,500	462,300	410,500	300,300
の職員	6	619,400	574,800	464,100	412,700	303,800
	7	622,400	578,400	465,900	414,800	307,300
	8	625,200	581,400	467,700	416,900	310,700
	9		583,900	469,500	419,000	314,100
	10		586,200	471,300	420,500	317,600
	11			473,100	422,000	321,000
	12			474,900	423,500	324,400
	13			476,700	424,900	327,800
	14			478,500	426,400	331,300
	15			480,300	427,900	334,700
	16			482,100	429,300	338,100
	17			483,900	430,700	341,500
	18			485,800	432,200	344,600
	19			487,700	433,700	347,700
	20			489,600	435,100	350,800
	21			491,500	436,500	354,000
	22			493,200	438,000	357,100
	23			495,000	439,500	360,200
	24			496,800	440,900	363,200
	25			498,400	442,300	366,200
	26			500,200	443,700	368,500
	27			502,000	445,100	370,800

28	503,600	446,500	373,000
29	505,000	447,900	374,900
30	506,700	449,300	376,600
31	508,500	450,700	378,300
32	510,200	452,100	380,100
33	511,700	453,500	381,900
34	513,000	454,900	383,700
35	514,300	456,300	385,300
36	515,600	457,700	386,700
37	516,600	459,100	388,100
38	517,900	460,800	389,600
39	519,200	462,400	391,100
40	520,500	464,000	392,600
41	521,500	465,600	394,100
42	522,300	466,800	394,800
43	523,100	468,000	395,400
44	523,900	469,100	396,100
45	524,800	470,100	397,000
46	525,600	471,100	397,600
47	526,400	472,000	398,200
48	527,100	472,800	398,800
49	527,900	473,500	399,400
50	528,700	474,200	399,900
51	529,400	474,900	400,400
52	530,300	475,500	400,900
53	531,200	476,200	401,400
54	532,000	476,900	401,800
55	532,900	477,500	402,200
56	533,800	478,100	402,600

57	534,600	478,400	403,000
58	535,500	479,000	403,400
59	536,400	479,700	403,800
60	537,100	480,400	404,200
61	537,900	480,800	404,600
62	538,800	481,400	405,000
63	539,700	482,100	405,400
64	540,600	482,800	405,800
65	541,400	483,200	406,100
66	542,300	483,800	
67	543,200	484,400	
68	544,100	484,900	
69	544,900	485,400	
70	545,800	485,900	
71	546,700	486,400	
72	547,600	486,900	
73	548,400	487,300	
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	
82		491,900	
83		492,500	
84		493,000	
85		493,500	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	573,800	473,300	399,500	344,400	301,700

備考 この表は、医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の等 級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	510,200	458,300	408,300	355,200	298,800	265,300	183,500
	2	517,100	463,800	410,200	356,900	300,300	266,300	184,600
	3	522,300	468,800	412,100	358,500	301,800	267,300	185,800
	4	526,600	473,500	413,900	360,100	303,200	268,300	186,900
	5	530,100	477,500	415,700	361,700	304,600	269,300	188,000
	6	533,400	481,000	417,500	363,500	305,700	270,300	189,700
	7	536,400	484,000	419,300	365,000	306,700	271,300	191,300
	8	538,900	486,500	421,100	366,600	307,900	272,300	192,900
	9	540,900	488,500	422,700	368,000	309,100	273,300	194,500
	10			424,200	369,600	310,700	274,300	196,200
	11			425,700	371,200	312,300	275,300	197,800
	12			427,200	372,700	313,900	276,400	199,400
	13			428,700	374,600	315,400	277,400	201,000
	14			430,000	376,500	317,000	278,700	202,700
	15			431,300	378,400	318,600	280,000	204,400
	16			432,500	380,200	320,200	281,200	206,100
17			433,700	381,700	321,700	282,500	207,400	

18	435,000	383,500	323,400	283,800	209,000
19	436,300	385,200	325,000	285,000	210,600
20	437,500	386,800	326,600	286,200	212,100
21	438,700	388,500	328,000	287,300	213,600
22	439,500	389,900	329,700	288,500	215,200
23	440,300	391,300	331,400	289,800	216,800
24	441,100	392,700	333,000	291,100	218,400
25	441,700	394,100	334,200	292,400	220,000
26	442,300	395,300	336,100	293,400	221,700
27	442,900	396,500	337,800	294,400	223,000
28	443,500	397,500	339,400	295,500	224,300
29	444,200	398,600	340,900	296,600	225,600
30	445,000	399,800	342,500	297,800	226,700
31	445,400	400,900	344,100	298,900	227,800
32	446,100	402,000	345,700	300,100	228,900
33	446,600	402,700	347,400	301,300	230,000
34	447,000	403,400	349,200	302,600	231,500
35	447,400	404,100	351,000	303,900	233,000
36	447,800	404,800	352,800	305,200	234,500
37	448,200	405,400	354,300	306,500	236,000
38	448,600	406,000	355,700	307,800	237,500
39	449,000	406,500	357,100	309,100	239,000
40	449,300	406,900	358,500	310,400	240,500
41	449,600	407,300	360,000	311,700	242,000
42	450,000	407,500	360,800	313,000	243,400
43	450,300	407,800	361,800	314,300	244,800
44	450,600	408,100	362,800	315,400	246,200
45	450,900	408,400	363,700	316,300	247,400
46		408,700	364,800	317,600	248,600

47	409,000	365,700	318,900	249,800
48	409,300	366,700	320,200	251,000
49	409,500	367,600	321,400	252,100
50	409,800	368,300	322,700	253,200
51	410,100	369,000	323,900	254,300
52	410,400	369,600	325,100	255,400
53	410,600	370,000	326,400	256,400
54	410,900	370,600	327,500	257,400
55	411,200	371,300	328,600	258,400
56	411,500	372,000	329,700	259,400
57	411,700	372,300	330,400	260,400
58	412,000	373,000	331,300	261,300
59	412,300	373,700	332,000	262,200
60	412,500	374,300	332,800	263,100
61	412,700	374,600	333,600	263,900
62	413,000	375,100	334,000	264,700
63	413,300	375,700	334,600	265,500
64	413,500	376,300	335,300	266,300
65	413,700	376,600	336,100	267,000
66	414,000	377,200	336,800	267,800
67	414,300	377,900	337,500	268,600
68	414,500	378,500	338,100	269,300
69	414,700	378,900	338,600	270,000
70	415,000	379,400	339,200	270,800
71	415,300	380,000	339,700	271,600
72	415,500	380,500	340,300	272,300
73	415,700	381,000	340,600	273,000
74		381,600	341,100	273,800
75		382,100	341,500	274,600

76	382,400	341,900	275,300
77	382,800	342,300	276,000
78	383,300	342,800	276,700
79	383,700	343,300	277,400
80	384,100	343,800	278,100
81	384,500	344,100	278,800
82	385,000	344,500	279,500
83	385,400	344,900	280,200
84	385,800	345,300	280,900
85	386,100	345,600	281,500
86		346,000	282,200
87		346,400	282,800
88		346,800	283,500
89		347,000	284,100
90		347,400	284,800
91		347,800	285,400
92		348,200	286,100
93		348,400	286,700
94		348,800	287,400
95		349,200	288,000
96		349,500	288,500
97		349,800	289,000
98		350,200	289,600
99		350,600	290,100
100		351,000	290,700
101		351,500	291,200
102		351,900	291,700
103		352,300	292,300
104		352,700	292,900

105	353,200	293,400
106	353,600	293,900
107	353,900	294,300
108	354,200	294,600
109	354,700	294,800
110		295,100
111		295,300
112		295,600
113		295,800
114		296,000
115		296,300
116		296,500
117		296,800
118		297,100
119		297,400
120		297,700
121		298,000
122		298,300
123		298,600
124		299,000
125		299,200
126		299,400
127		299,700
128		300,100
129		300,300
130		300,600
131		301,000
132		301,400
133		301,600

	134							301,900
	135							302,200
	136							302,500
	137							302,700
	138							303,000
	139							303,300
	140							303,600
	141							303,800
	142							304,200
	143							304,600
	144							304,900
	145							305,100
	146							305,300
	147							305,600
	148							306,000
	149							306,200
	150							306,400
	151							306,700
	152							307,000
	153							307,400
	154							307,600
	155							307,900
	156							308,200
	157							308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料						
		月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		448,000	396,200	362,700	320,600	279,700	260,000	219,500

備考 この表は、栄養士その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員の 区分	職務の等 級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	510,200	458,300	408,300	355,200	298,800	265,300	183,500
再任用	2	517,100	463,800	410,200	356,900	300,300	266,300	184,600
短時間	3	522,300	468,800	412,100	358,500	301,800	267,300	185,800
勤務職 員以外 の職員	4	526,600	473,500	413,900	360,100	303,200	268,300	186,900
	5	530,100	477,500	415,700	361,700	304,600	269,300	188,000
	6	533,400	481,000	417,500	363,500	305,700	270,300	189,700
	7	536,400	484,000	419,300	365,000	306,700	271,300	191,300
	8	538,900	486,500	421,100	366,600	307,900	272,300	192,900
	9	540,900	488,500	422,700	368,000	309,100	273,300	194,500
	10			424,200	369,600	310,700	274,300	196,200
	11			425,700	371,200	312,300	275,300	197,800
	12			427,200	372,700	313,900	276,400	199,400
	13			428,700	374,600	315,400	277,400	201,000
	14			430,000	376,500	317,000	278,700	202,700
	15			431,300	378,400	318,600	280,000	204,400
	16			432,500	380,200	320,200	281,200	206,100
	17			433,700	381,700	321,700	282,500	207,400
	18			435,000	383,500	323,400	283,800	209,000
	19			436,300	385,200	325,000	285,000	210,600
	20			437,500	386,800	326,600	286,200	212,100
	21			438,700	388,500	328,000	287,300	213,600
	22			439,500	389,900	329,700	288,500	215,200

23	440,300	391,300	331,400	289,800	216,800
24	441,100	392,700	333,000	291,100	218,400
25	441,700	394,100	334,200	292,400	220,000
26	442,300	395,300	336,100	293,400	221,700
27	442,900	396,500	337,800	294,400	223,000
28	443,500	397,500	339,400	295,500	224,300
29	444,200	398,600	340,900	296,600	225,600
30	445,000	399,800	342,500	297,800	226,700
31	445,400	400,900	344,100	298,900	227,800
32	446,100	402,000	345,700	300,100	228,900
33	446,600	402,700	347,400	301,300	230,000
34	447,000	403,400	349,200	302,600	231,500
35	447,400	404,100	351,000	303,900	233,000
36	447,800	404,800	352,800	305,200	234,500
37	448,200	405,400	354,300	306,500	236,000
38	448,600	406,000	355,700	307,800	237,500
39	449,000	406,500	357,100	309,100	239,000
40	449,300	406,900	358,500	310,400	240,500
41	449,600	407,300	360,000	311,700	242,000
42	450,000	407,500	360,800	313,000	243,400
43	450,300	407,800	361,800	314,300	244,800
44	450,600	408,100	362,800	315,400	246,200
45	450,900	408,400	363,700	316,300	247,400
46		408,700	364,800	317,600	248,600
47		409,000	365,700	318,900	249,800
48		409,300	366,700	320,200	251,000
49		409,500	367,600	321,400	252,100
50		409,800	368,300	322,700	253,200
51		410,100	369,000	323,900	254,300

52	410,400	369,600	325,100	255,400
53	410,600	370,000	326,400	256,400
54	410,900	370,600	327,500	257,400
55	411,200	371,300	328,600	258,400
56	411,500	372,000	329,700	259,400
57	411,700	372,300	330,400	260,400
58	412,000	373,000	331,300	261,300
59	412,300	373,700	332,000	262,200
60	412,500	374,300	332,800	263,100
61	412,700	374,600	333,600	263,900
62	413,000	375,100	334,000	264,700
63	413,300	375,700	334,600	265,500
64	413,500	376,300	335,300	266,300
65	413,700	376,600	336,100	267,000
66	414,000	377,200	336,800	267,800
67	414,300	377,900	337,500	268,600
68	414,500	378,500	338,100	269,300
69	414,700	378,900	338,600	270,000
70	415,000	379,400	339,200	270,800
71	415,300	380,000	339,700	271,600
72	415,500	380,500	340,300	272,300
73	415,700	381,000	340,600	273,000
74		381,600	341,100	273,800
75		382,100	341,500	274,600
76		382,400	341,900	275,300
77		382,800	342,300	276,000
78		383,300	342,800	276,700
79		383,700	343,300	277,400
80		384,100	343,800	278,100

81				384,500	344,100	278,800
82				385,000	344,500	279,500
83				385,400	344,900	280,200
84				385,800	345,300	280,900
85				386,100	345,600	281,500
86					346,000	282,200
87					346,400	282,800
88					346,800	283,500
89					347,000	284,100
90					347,400	284,800
91					347,800	285,400
92					348,200	286,100
93					348,400	286,700
94					348,800	287,400
95					349,200	288,000
96					349,500	288,500
97					349,800	289,000
98					350,200	289,600
99					350,600	290,100
100					351,000	290,700
101					351,500	291,200
102					351,900	291,700
103					352,300	292,300
104					352,700	292,900
105					353,200	293,400
106					353,600	293,900
107					353,900	294,300
108					354,200	294,600
109					354,700	294,800

110	295,100
111	295,300
112	295,600
113	295,800
114	296,000
115	296,300
116	296,500
117	296,800
118	297,100
119	297,400
120	297,700
121	298,000
122	298,300
123	298,600
124	299,000
125	299,200
126	299,400
127	299,700
128	300,100
129	300,300
130	300,600
131	301,000
132	301,400
133	301,600
134	301,900
135	302,200
136	302,500
137	302,700
138	303,000

	139							303,300
	140							303,600
	141							303,800
	142							304,200
	143							304,600
	144							304,900
	145							305,100
	146							305,300
	147							305,600
	148							306,000
	149							306,200
	150							306,400
	151							306,700
	152							307,000
	153							307,400
	154							307,600
	155							307,900
	156							308,200
	157							308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		448,000	396,200	362,700	320,600	279,700	260,000	219,500

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第6（第4条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務の等 級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級

	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	510,200	458,300	408,300	355,200	298,800	265,300	183,500
再任用	2	517,100	463,800	410,200	356,900	300,300	266,300	184,600
短時間	3	522,300	468,800	412,100	358,500	301,800	267,300	185,800
勤務職	4	526,600	473,500	413,900	360,100	303,200	268,300	186,900
員以外	5	530,100	477,500	415,700	361,700	304,600	269,300	188,000
の職員	6	533,400	481,000	417,500	363,500	305,700	270,300	189,700
	7	536,400	484,000	419,300	365,000	306,700	271,300	191,300
	8	538,900	486,500	421,100	366,600	307,900	272,300	192,900
	9	540,900	488,500	422,700	368,000	309,100	273,300	194,500
	10			424,200	369,600	310,700	274,300	196,200
	11			425,700	371,200	312,300	275,300	197,800
	12			427,200	372,700	313,900	276,400	199,400
	13			428,700	374,600	315,400	277,400	201,000
	14			430,000	376,500	317,000	278,700	202,700
	15			431,300	378,400	318,600	280,000	204,400
	16			432,500	380,200	320,200	281,200	206,100
	17			433,700	381,700	321,700	282,500	207,400
	18			435,000	383,500	323,400	283,800	209,000
	19			436,300	385,200	325,000	285,000	210,600
	20			437,500	386,800	326,600	286,200	212,100
	21			438,700	388,500	328,000	287,300	213,600
	22			439,500	389,900	329,700	288,500	215,200
	23			440,300	391,300	331,400	289,800	216,800
	24			441,100	392,700	333,000	291,100	218,400
	25			441,700	394,100	334,200	292,400	220,000
	26			442,300	395,300	336,100	293,400	221,700
	27			442,900	396,500	337,800	294,400	223,000

28	443,500	397,500	339,400	295,500	224,300
29	444,200	398,600	340,900	296,600	225,600
30	445,000	399,800	342,500	297,800	226,700
31	445,400	400,900	344,100	298,900	227,800
32	446,100	402,000	345,700	300,100	228,900
33	446,600	402,700	347,400	301,300	230,000
34	447,000	403,400	349,200	302,600	231,500
35	447,400	404,100	351,000	303,900	233,000
36	447,800	404,800	352,800	305,200	234,500
37	448,200	405,400	354,300	306,500	236,000
38	448,600	406,000	355,700	307,800	237,500
39	449,000	406,500	357,100	309,100	239,000
40	449,300	406,900	358,500	310,400	240,500
41	449,600	407,300	360,000	311,700	242,000
42	450,000	407,500	360,800	313,000	243,400
43	450,300	407,800	361,800	314,300	244,800
44	450,600	408,100	362,800	315,400	246,200
45	450,900	408,400	363,700	316,300	247,400
46		408,700	364,800	317,600	248,600
47		409,000	365,700	318,900	249,800
48		409,300	366,700	320,200	251,000
49		409,500	367,600	321,400	252,100
50		409,800	368,300	322,700	253,200
51		410,100	369,000	323,900	254,300
52		410,400	369,600	325,100	255,400
53		410,600	370,000	326,400	256,400
54		410,900	370,600	327,500	257,400
55		411,200	371,300	328,600	258,400
56		411,500	372,000	329,700	259,400

57	411,700	372,300	330,400	260,400
58	412,000	373,000	331,300	261,300
59	412,300	373,700	332,000	262,200
60	412,500	374,300	332,800	263,100
61	412,700	374,600	333,600	263,900
62	413,000	375,100	334,000	264,700
63	413,300	375,700	334,600	265,500
64	413,500	376,300	335,300	266,300
65	413,700	376,600	336,100	267,000
66	414,000	377,200	336,800	267,800
67	414,300	377,900	337,500	268,600
68	414,500	378,500	338,100	269,300
69	414,700	378,900	338,600	270,000
70	415,000	379,400	339,200	270,800
71	415,300	380,000	339,700	271,600
72	415,500	380,500	340,300	272,300
73	415,700	381,000	340,600	273,000
74		381,600	341,100	273,800
75		382,100	341,500	274,600
76		382,400	341,900	275,300
77		382,800	342,300	276,000
78		383,300	342,800	276,700
79		383,700	343,300	277,400
80		384,100	343,800	278,100
81		384,500	344,100	278,800
82		385,000	344,500	279,500
83		385,400	344,900	280,200
84		385,800	345,300	280,900
85		386,100	345,600	281,500

86	346,000	282,200
87	346,400	282,800
88	346,800	283,500
89	347,000	284,100
90	347,400	284,800
91	347,800	285,400
92	348,200	286,100
93	348,400	286,700
94	348,800	287,400
95	349,200	288,000
96	349,500	288,500
97	349,800	289,000
98	350,200	289,600
99	350,600	290,100
100	351,000	290,700
101	351,500	291,200
102	351,900	291,700
103	352,300	292,300
104	352,700	292,900
105	353,200	293,400
106	353,600	293,900
107	353,900	294,300
108	354,200	294,600
109	354,700	294,800
110		295,100
111		295,300
112		295,600
113		295,800
114		296,000

115	296,300
116	296,500
117	296,800
118	297,100
119	297,400
120	297,700
121	298,000
122	298,300
123	298,600
124	299,000
125	299,200
126	299,400
127	299,700
128	300,100
129	300,300
130	300,600
131	301,000
132	301,400
133	301,600
134	301,900
135	302,200
136	302,500
137	302,700
138	303,000
139	303,300
140	303,600
141	303,800
142	304,200
143	304,600

	144							304,900
	145							305,100
	146							305,300
	147							305,600
	148							306,000
	149							306,200
	150							306,400
	151							306,700
	152							307,000
	153							307,400
	154							307,600
	155							307,900
	156							308,200
	157							308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 448,000	基準給料 月額 円 396,200	基準給料 月額 円 362,700	基準給料 月額 円 320,600	基準給料 月額 円 279,700	基準給料 月額 円 260,000	基準給料 月額 円 219,500

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第7（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の等級	標準的な職務
1 等級	(1) 部長の職務 (2) 保健所長の職務 (3) 会計管理者の職務 (4) 消防長の職務 (5) 困難又は非定型的な業務を行う委員会等の事務局の長の職務
2 等級	(1) 部長を補佐する職務

	(2) 困難又は非定型的な業務を行う内部組織の長の職務 (3) 困難又は非定型的な業務を行う委員会等の事務局の長を補佐する職務 (4) 定型的な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 (5) 特に高度の知識又は経験を必要とする公衆衛生業務を行う医師の職務
3等級	(1) 定型的な業務を行う内部組織の長の職務 (2) 定型的な業務を行う委員会等の事務局の長を補佐する職務 (3) 高度の知識又は経験を必要とする公衆衛生業務を行う医師の職務
4等級	(1) 内部組織の長を補佐し、所属職員を指揮監督する職務 (2) 知識又は経験を必要とする公衆衛生業務を行う医師の職務
5等級	(1) 所属職員を指揮監督する職務 (2) 公衆衛生業務を行う医師の職務
6等級	知識又は経験を必要とする職務
7等級	定型的な業務を行う職務

備考

- 1 この表において「委員会等」とは、執行機関である委員会及び委員並びに議会をいう。
- 2 この表において「内部組織」とは、部の内部組織をいう。